予　防　編

消防局では、防火対象物や危険物施設の予防査察を継続して行い、重大な消防法令違反が確認された場合は、その内容をホームページ等で公表することにより建物利用者への注意喚起を行っています。これにより、人的被害の軽減、防火管理体制の推進や適切な消防用設備等の設置促進を図っています。

また、住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過し、機器本体の劣化や電池切れが報告され始めています。市民の命を守るためには、設置の促進に加え、定期的な点検や交換などの適切な維持管理が重要です。そこで消防局では、広報を通じて住宅用火災警報器の設置とともに、「10年を目安とした交換」や「定期的な点検」の必要性についても積極的に周知しています。

引き続き、市民の防火・防災意識を高めるため、地震体験車を活用した防災訓練や、消防音楽隊による演奏活動など、親しみやすい広報手法を通じて啓発活動を継続してまいります。

２０２４年度
【火災予防ポスター展最優秀賞】

【第２７回越谷市消防音楽隊定期演奏会】

２０２５年度　全国統一防火標語
「急ぐ日も　足止め火を止め　準備よし」

Ⅰ 防火対象物の状況

（１）防火対象物数（延べ面積１５０㎡以上）

令和7年4月1日現在

防火対象物の用途				対象物数
1	イ	劇場・映画館・観覧場等		4
	ロ	公会堂・集会場		127
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等		0
	ロ	遊技場・ダンスホール		26
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		0
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等		9
3	イ	待合・料理店等		1
	ロ	飲食店		212
4		百貨店・マーケット等		434
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等		31
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅		3,719
6	イ	(1)	避難のために患者の介助が必要な病院	11
		(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所	5
		(3)	上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	23
		(4)	無床診療所・無床助産所	90
	ロ	(1)	高齢者施設	72
		(2)	救護施設	0
		(3)	乳児院	0
		(4)	障害児入所施設	1
		(5)	障害者施設	32
	ハ	(1)	高齢者施設	30
		(2)	更生施設	0
		(3)	児童施設	76
		(4)	障害児施設	18
		(5)	障害者施設	68
	ニ	幼稚園・特別支援学校		54

防火対象物の区分			対象物数
7		小学校・中学校・高等学校等	95
8		図書館・博物館・美術館等	1
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	2
	ロ	イ以外の公衆浴場	1
10		車両の停車場等	4
11		神社・寺院・教会等	55
12	イ	工場・作業場	670
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0
13	イ	自動車車庫・駐車場	42
	ロ	飛行機等の格納庫	0
14		倉庫	695
15		前各項に該当しない事業所	597
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	1,487
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	640
16の2		地下街	0
16の3		準地下街	0
17		重要文化財・史跡等の建造物	2
18		延長50メートル以上のアーケード	0
19		市町村長の指定する山林	0
20		総務省令で定める舟車	0

合計	9,334

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

（２）防火対象物関係届出・申請等状況

令和6年度

種　　別	件　数
防火対象物使用開始届出	422
炉・ボイラー等の設置届出	16
変電・発電・蓄電池設備設置届出	45
ネオン管灯設置届出	0
水素ガスを充てんする気球の設置届出	0
火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出	69
煙火打上げ・仕掛け届出	11
催物開催届出	12
露店等の開設届	150
火災予防上必要な業務に関する計画の提出	※　4
道路工事届出	135
少量危険物貯蔵取扱届出・廃止届出	13
指定可燃物貯蔵取扱届出・廃止届出	1
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出	30
禁止行為の解除承認申請	70
防火管理者選任（解任）届出	641
消防計画作成（変更）届出	642
統括防火管理者選任（解任）届出	16
全体についての消防計画作成（変更）届出	20
防災管理者選任（解任）届出	25
消防計画作成（変更）届出（防災管理）	25
統括防災管理者選任（解任)届出	1
全体についての消防計画作成（変更）届出（防災管理）	1
自衛消防組織設置（変更）届出	3
消防用設備等着工届出	283
消防用設備等設置届出	991
消防用設備等点検結果報告	2,327
消防用設備等特例規定適用申請	0
防火対象物点検結果報告	382
防災管理点検結果報告	76
合　　計	6,411

※越谷市火災予防条例第42条の4の適用除外の規定により提出された件数

（３）防火対象物の用途別中高層建築物数

令和7年4月1日現在

防火対象物の用途＼階数			4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	18階	28階	29階	合計
1	イ	劇場・映画館・観覧場等																0
	ロ	公会堂・集会場	1															1
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等																0
	ロ	遊技場・ダンスホール		1	1													2
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等																0
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等																0
3	イ	待合・料理店等																0
	ロ	飲食店	1	3	7	1	1	1										14
4		百貨店・マーケット等	5	2														7
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	2	1	1		2	1										7
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	123	168	39	58	96	8	26	5	2	5	4	4	1			539
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	2	1														3
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所																0
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	4	3		1	2											10
		(4) 無床診療所・無床助産所	4	1														5
	ロ	(1) 高齢者施設	14	6	1													21
		(2) 救護施設																0
		(3) 乳児院																0
		(4) 障害児入所施設																0
		(5) 障害者施設																0
	ハ	(1) 高齢者施設		2														2
		(2) 更生施設																0
		(3) 児童施設	1															1
		(4) 障害児施設																0
		(5) 障害者施設																0
	ニ	幼稚園・特別支援学校																0
7		小学校・中学校・高等学校等	40	18		1												59
8		図書館・博物館・美術館等																0
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等																0
	ロ	イ以外の公衆浴場																0
10		車両の停車場等																0
11		神社・寺院・教会等	1	1														2
12	イ	工場・作業場	9	3	1		1											14
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ																0
13	イ	自動車車庫・駐車場	1	1														2
	ロ	飛行機等の格納庫																0
14		倉庫	20	7	6													33
15		前各項に該当しない事業所	23	24	10	5	5	1	1									69
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	76	83	43	28	19	1	11				1			1	1	264
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	17	10	2	6	3		1									39
17		重要文化財・史跡等の建造物																0
合計			344	335	111	100	129	12	39	5	2	5	5	4	1	1	1	1,094

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

（４）地区別中高層建築物数

令和7年4月1日現在

階数／地区	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	18階	28階	29階	合 計
桜　井	18	31	4	3	11	2					1					70
新　方	5	2			1											8
増　林	25	14	1	3	3											46
大　袋	41	72	12	9	15	1	7			1	2	1				161
荻　島	5	11	1	2												19
出　羽	20	21	4	1	2											48
蒲　生	55	62	32	23	35	2	11	3	1							224
川　柳	8	3		2				1								14
大相模	31	14	8	7	16	1	3	1			2	1				84
大　沢	15	15	5	7	7									1		50
北越谷	16	20	6	4	2	2	2									52
越ヶ谷	63	40	21	23	12	3	5			4		1	1		1	174
南越谷	42	30	17	16	25	1	11		1			1				144
合　計	344	335	111	100	129	12	39	5	2	5	5	4	1	1	1	1,094

２ 消防同意事務の状況

消防同意は、建築物の安全性の確保を目的として、消防機関が防火の専門的立場から建築物の火災予防に関して、設計時に指導を行う制度です。

建築物の新築、増築等についての確認申請に対し、消防関係法令に基づき審査し、建築主事または指定確認検査機関に対して消防同意を行っています。

（１）消防同意処理状況

令和6年度

種別		件数	面積（㎡）
建築確認	新築	214	97,369.28
	増築	21	50,483.82
	改築	0	0.00
	移転	0	0.00
	用途変更	3	1,343.13
	大規模な修繕	0	0.00
	大規模な模様替	0	0.00
計画通知		8	3,765.12
許可申請		21	20,558.52
合計		267	173,519.87

（２）地区別消防同意状況

各年度

地区／年度	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	合計
令和2年度	18	3	18	80	5	14	26	12	53	6	5	24	12	276
令和3年度	15	4	31	76	6	23	40	14	44	7	13	19	11	303
令和4年度	7	4	7	94	4	29	29	7	42	8	11	15	14	271
令和5年度	19	3	11	81	8	14	21	6	55	11	11	19	20	279
令和6年度	18	3	17	86	6	9	31	6	31	17	8	12	23	267

（3）防火対象物の用途別消防同意状況

令和6年度

防火対象物の用途＼内容			建築確認 新築	増築	改築	移転	用途変更	大規模な修繕	大規模な模様替	計画通知	許可申請	合計
1	イ	劇場・映画館・観覧場等										0
	ロ	公会堂・集会場	3									3
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等										0
	ロ	遊技場・ダンスホール										0
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等										0
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等										0
3	イ	待合・料理店等										0
	ロ	飲食店	4	1							4	9
4		百貨店・マーケット等	10									10
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等										0
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	63									63
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	1	1								2
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所										0
		(3) 上記（1）以外の病院、上記（2）以外の有床診療所・有床助産所	1	1								2
		(4) 無床診療所・無床助産所	3									3
	ロ	(1) 高齢者施設										0
		(2) 救護施設										0
		(3) 乳児院										0
		(4) 障害児入所施設										0
		(5) 障害者施設										0
	ハ	(1) 高齢者施設					1					1
		(2) 更生施設										0
		(3) 児童施設										0
		(4) 障害児施設	1									1
		(5) 障害者施設	1	1								2
	ニ	幼稚園・特別支援学校										0
7		小学校・中学校・高等学校等	1	2							1	4
8		図書館・博物館・美術館等										0
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等										0
	ロ	イ以外の公衆浴場										0
10		車両の停車場等										0
11		神社・寺院・教会等	1									1
12	イ	工場・作業場	2	2								4
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ										0
13	イ	自動車車庫・駐車場	1									1
	ロ	飛行機等の格納庫										0
14		倉庫	11									11
15		前各項に該当しない事業所	9	3						7	3	22
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	13	2			2			1		18
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	3									3
16の2		地下街										0
16の3		準地下街										0
17		重要文化財・史跡等の建造物										0
18		延長50メートル以上のアーケード										0
一戸建て住宅			66	8							13	87
長屋			20									20
その他												0
合計			214	21	0	0	3	0	0	8	21	267

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

3 防火・防災管理の状況

防火管理制度では、火災予防と火災による被害の軽減を目的に、一定規模以上（用途や収容人員）の防火対象物の管理権原者に、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施などが消防法令により義務付けられています。

このことに加え、大規模や高層の防火対象物に対し、大地震や異常気象による自然災害、テロ等による被害の軽減を図るため、平成２１年６月に防災管理制度が新たに導入されました。

さらに「自らの建物は自らが守る」という防火・防災管理に対する自主性の高揚を図るため、防火管理上必要な業務（防火管理体制や消防用設備、避難施設の管理、火気管理など）について１年に１回、点検の資格を有する者に防火対象物を点検させ、消防長に報告をする防火・防災管理対象物定期点検報告制度により、防火対象物の管理権原者における責任の明確化が図られました。

この報告の結果をもとに消防長が消防法令の遵守が優秀と認めた場合、点検及び報告が３年間免除され、防火や防災に関する優良認定証を防火対象物に表示することができます。

（１）防火管理者資格取得講習会実施状況

各年度

種別 / 年度	甲種防火管理講習		甲種防火管理再講習	
	回数	修了者数	回数	修了者数
令和2年度	2	60	1	19
令和3年度	2	60	1	20
令和4年度	3	110	1	22
令和5年度	3	142	1	18
令和6年度	3	140	1	9

（２）防火・防災管理者選任届出・消防計画作成届出の状況

令和7年4月1日

区分	防火管理者届出対象物数	届出済数		防災管理者届出対象物数	届出済数	
		防火管理者	消防計画		防災管理者	消防計画
件数	3,426	2,499	1,718	13	13	13

（３）防火対象物点検報告に係る特例認定取得事業所数

令和7年4月1日

防火対象物の用途		事業所数
1項イ	劇場・映画館・観覧場等	3
1項ロ	公会堂・集会場	1
4項	百貨店・マーケット等	2
6項ハ(1)	高齢者施設	2
16項イ	1項から4項、5項イ、6項、9項イが存する複合用途防火対象物	14
合計		22

（４）消防訓練実施状況

令和6年度

防火対象物の用途＼項目			訓練種別件数						訓練指導出向件数
			消火訓練	避難訓練	通報訓練	応急手当訓練	心肺蘇生法訓練	その他の訓練	
1	イ	劇場・映画館・観覧場等	9	9	9	2			
	ロ	公会堂・集会場	59	56	59	1	4	2	5
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等							
	ロ	遊技場・ダンスホール	27	27	27			1	
	ハ	性風俗関連特殊営業を含む店舗等							
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等	16	16	16				
3	イ	待合・料理店等							
	ロ	飲食店	166	166	165			2	
4		百貨店・マーケット等	243	246	241			2	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	18	18	18				
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	65	65	63		13	11	21
6	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	9	9	9				
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	3	3	3				
		(3) 上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	27	27	27			1	2
		(4) 無床診療所・無床助産所	17	17	16				3
	ロ	(1) 高齢者施設	117	120	118	1	2	1	3
		(2) 救護施設							
		(3) 乳児院							
		(4) 障害児入所施設							
		(5) 障害者施設	28	31	31			1	
	ハ	(1) 高齢者施設	47	47	47	1	2		3
		(2) 更生施設							
		(3) 児童施設	130	130	123		8	9	43
		(4) 障害児施設	20	21	20				
		(5) 障害者施設	49	49	49			1	4
	ニ	幼稚園・特別支援学校	47	47	47		2	1	16
7		小学校・中学校・高等学校等	40	42	40		5	2	7
8		図書館・博物館・美術館等	1	1	1				
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	1	1	1				
	ロ	イ以外の公衆浴場							
10		車両の停車場等	1	1	1				
11		神社・寺院・教会等	5	5	5				
12	イ	工場・作業場	36	35	35		3	3	5
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	1	1	1				
13	イ	自動車車庫・駐車場							
	ロ	飛行機等の格納庫							
14		倉庫	29	29	28			2	
15		前各項に該当しない事業所	113	115	115	1	3	6	5
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	483	483	482	2	3	11	17
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	13	13	13	1			1
16の2		地下街							
16の3		準地下街							
17		重要文化財・史跡等の建造物	3	3	3				
18		延長50メートル以上のアーケード							
自治会			83	78	77	19	62	37	78
合計			1,906	1,911	1,890	28	107	93	213

※防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

4 消防用設備等（特殊消防用設備等）の届出等の状況

消防用設備等（特殊消防用設備等）は、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設で、火災から生命、身体及び財産を守るために大きな役割を果たします。

消防用設備等（特殊消防用設備等）は、消防法令により設置基準が定められています。

工事を開始する前に着工届、設置後に設置届が必要となり、その届出に基づき消防検査を実施しています。

令和6年度

種類 ＼ 届出種別			着工届出	設置届出
消防の用に供する設備	消火設備	消火器		165
		屋内消火栓設備	17	19
		スプリンクラー設備	27	51
		泡消火設備	4	4
		ハロゲン化物消火設備	0	0
		不活性ガス消火設備	1	1
		粉末消火設備	3	4
		屋外消火栓設備	0	0
		動力消防ポンプ設備		2
		フード・ダクト等用簡易自動消火装置		4
	警報設備	自動火災報知設備	177	285
		ガス漏れ火災警報設備	0	0
		漏電火災警報器		2
		消防機関へ通報する火災報知設備	19	21
		非常警報設備		77
	避難設備	避難器具	33	46
		誘導灯・誘導標識		272
消防用水				0
消火活動上必要な施設		排煙設備		24
		連結散水設備		0
		連結送水管		10
		非常コンセント設備		2
		無線通信補助設備		0
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等		パッケージ型消火設備	1	1
		パッケージ型自動消火設備	1	1
合計			283	991

※斜線部分は、着工届が不要な消防用設備等

５ 住宅防火対策の状況

住宅防火対策として、住宅火災の防止と住宅火災による死傷者数の低減を図ることを目的に、関係団体と連携して住宅用防災機器等の設置促進及び適切な維持管理等について広報活動を実施しています。

（１）住宅用火災警報器設置状況等調査・住宅用防災機器等展示会実施状況

各年度

種別＼年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
住宅用火災警報器設置状況等調査（世帯）	822	795	775
住宅用防災機器等展示会 （日）	6	5	5

（２）越谷市住宅防火対策推進協議会

越谷市住宅防火対策推進協議会は、住宅火災の防止と住宅火災による死傷者数の低減を図ることを目的として、平成１４年３月２６日に設置されました。

本協議会の委員は、住宅防火に関係する行政機関、越谷市自治会連合会、越谷市老人クラブ連合会、ガス、建築、電気関係団体等から推薦された２０人で構成されています。

火災被害を低減するための広報活動について年１回会議を開催しています。

（３）越谷市幼年女性防火委員会

越谷市幼年女性防火委員会は、平成 ５ 年４月２０日に越谷市防火安全協会長、越谷市自治会連合会長、越谷市消防団長、幼年消防クラブ、女性防火クラブの代表者など１３人で設置されました。

主な事業として、幼年消防クラブ、女性防火クラブの組織の拡充、育成指導等です。

（４）幼年消防クラブ・女性防火クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において火の大切さ、火の恐ろしさを身に着けさせ、火遊び等による火災の減少を図ることを目的に結成されています。

女性防火クラブは、女性により構成された防火・防災組織で、火災予防の知識を習得し、住宅における火災を防止し、併せて、地域の協力体制の構築と連帯意識の高揚を図ることによって、安全な地域社会づくりを目的に結成されています。

クラブの結成状況　　令和7年４月１日現在

	クラブ数	クラブ員数（人）	指導者数（人）
幼年消防クラブ	18	2,639	352
女性防火クラブ	11	302	

6 危険物規制に関する状況

（１）危険物施設別等処理件数の状況

令和6年度

区分 / 内容			製造所	貯蔵所 屋内貯蔵所	貯蔵所 屋外タンク貯蔵所	貯蔵所 屋内タンク貯蔵所	貯蔵所 地下タンク貯蔵所	貯蔵所 簡易タンク貯蔵所	貯蔵所 移動タンク貯蔵所	貯蔵所 屋外貯蔵所	取扱所 給油取扱所	取扱所 販売取扱所	取扱所 移送取扱所	取扱所 一般取扱所	左記製造所等以外	合計
施設数			12	64	10	5	72		96	8	64	4		46		381
処理件数	許可申請		5	7			6		5		11			2		36
	許可件数	設置					1		1							2
		変更	5	7			4		4 (1)		11					31 (1)
	仮使用承認申請		4	3			2				7			1		17
	承認件数		4	3			2				7			1		17
	予防規程認可申請										7					7
	認可件数										7					7
	届出件数	保安監督者選任等	5	23	1	4	11		11	4	62			1		122
		廃止（転出含む）					1		4			1		2		8
	完成検査件数		6	9			4		6		5			1		31
	完成検査済証交付数	設置	1	3					1							5
		変更	5	6			4		5		5			1		26
	タンク検査申請															0
	タンク検査済証交付数	水張														0
		水圧														0

※（ ）は、転入・転出を示し、件数の総数に含む。

（２）危険物施設数の推移

各年度3月31日現在

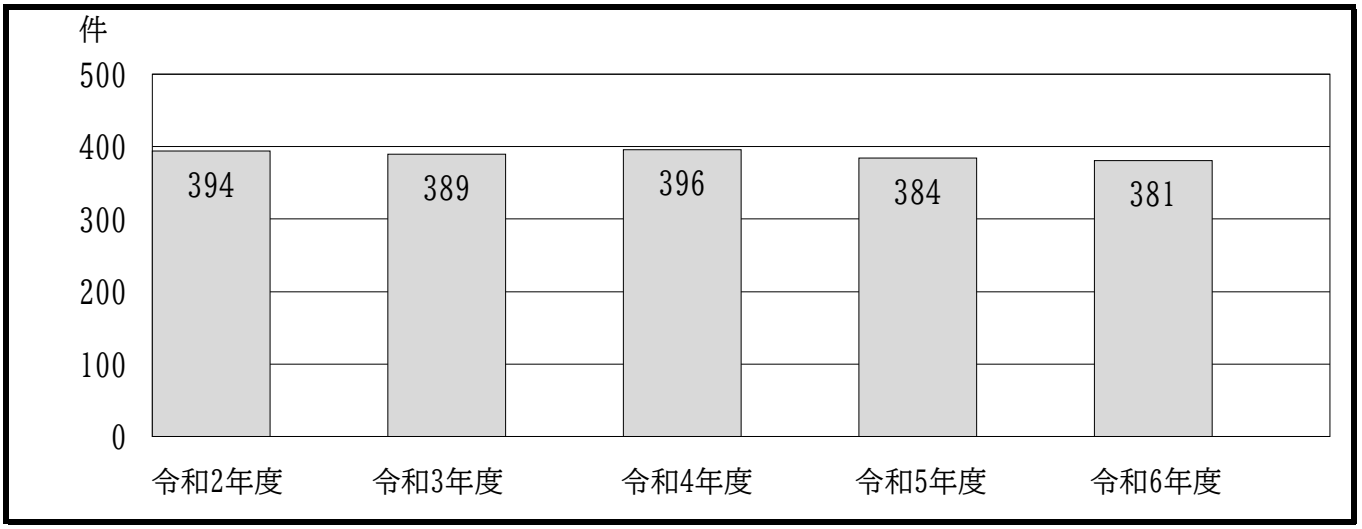

（３）危険物類別施設数

消防法上の危険物は、消防法第２条第７項に規定されており、別表第１に掲げる物品で、性質により、第１類（酸化性固体）、第２類（可燃性固体）、第３類（自然発火性物質及び禁水性物質）、第４類（引火性液体）、第５類（自己反応性物質）、第６類（酸化性液体）に分類されるものをいう。

令和7年4月1日現在

区分／類別	製造所	貯蔵所							取扱所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
第１類													0
第２類													0
第３類													0
第４類	5	60	8	5	72		96	8	64	3		44	365
第５類		1	1									1	3
第６類			1										1
混　類	7	3								1		1	12
合　計	12	64	10	5	72	0	96	8	64	4	0	46	381

（４）地区別危険物施設数

令和7年4月1日現在

区分／地区別	製造所	貯蔵所							取扱所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
桜　井	1	10	2	1	8		1	1	6	2		6	38
新　方		2	2		4		7		2	1		2	20
増　林		6			13		16		9			7	51
大　袋		2			1		2		4			1	10
荻　島		1	2		3		1		4			3	14
出　羽	8	18	3		21		48	5	6	1		14	124
蒲　生	2	3		4	5		4		3			5	26
川　柳		3	1		2		4		3			1	14
大相模	1	15			7		8	2	19			2	54
大　沢									3				3
北越谷													0
越ヶ谷					4		2					4	10
南越谷		4			4		3		5			1	17
合　計	12	64	10	5	72	0	96	8	64	4	0	46	381

（５）倍数別危険物施設数

令和７年４月１日現在

区分／倍数別	製造所	貯蔵所							取扱所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
5倍以下		23	3	4	36		44	5	1	1		6	123
5倍を超え10倍以下	4	15	2	1	12		1	1	7			17	60
10倍を超え50倍以下	5	15	3		10		8	2	23	3		14	83
50倍を超え100倍以下	1	4	1		6		13		2			7	34
100倍を超え150倍以下	1	3			3		25		3				35
150倍を超え200倍以下		3							6				9
200倍を超え1000倍以下	1	1	1		2		5		22			2	34
1000倍を超え5000倍以下					3								3
合計	12	64	10	5	72	0	96	8	64	4	0	46	381

（６）危険物手数料の内訳

令和７年４月１日現在

区分／倍数別		製造所	貯蔵所							取扱所				左記製造所等以外	合計（円）
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		
許可	設置					(1) 26,000		(1) 26,000					(1) 39,000		(3) 91,000
	変更	(5) 175,000	(7) 70,000			(4) 65,000		(4) 52,000		(11) 286,000			(1) 33,000		(32) 681,000
完成検査	設置	(1) 26,000	(3) 30,000					(1) 13,000							(5) 69,000
	変更	(5) 84,250	(6) 30,000			(4) 29,250		(5) 32,500		(6) 78,000			(1) 16,500		(27) 270,500
タンク検査	水張														(0) 0
	水圧														(0) 0
仮使用承認		(4) 21,600	(3) 16,200			(2) 10,800				(7) 37,800			(1) 5,400		(17) 91,800
仮貯蔵仮取扱承認														(3) 16,200	(3) 0
合計		(15) 306,850	(19) 146,200	(0) 0	(0) 0	(11) 131,050	(0) 0	(11) 123,500	(0) 0	(24) 401,800	(0) 0	(0) 0	(4) 93,900	(3) 16,200	(87) 1,219,500

7 液化石油ガス・火薬類に関する事務取扱状況

（１）地区別液化石油ガス販売事業所数

令和７年４月１日現在

地区名	桜井	新方	増林	大袋	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	合計
施設数	3	1	5	6	5	3	3	0	5	1	1	3	3	39

（２）火薬類許可の事務処理及び手数料の状況

令和７年４月１日現在

種類／許可区分		産業火薬類						打上煙火類		合計（円）	
		火薬		火工品		火薬・火工品		件数	金額	件数	金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額				
火薬類譲渡許可										0	0
火薬類譲受許可	火工品のみ			1	2,400					1	2,400
	その他									0	0
火薬類消費許可								4	31,600	4	31,600
合計		0	0	1	2,400	0	0	4	31,600	5	34,000

8 査察の状況

（１）防火対象物査察実施状況

令和6年度

防火対象物の用途＼月別				対象物総数	査察実施件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計				9,334	979	53	70	70	91	86	81	109	70	75	128	74	72
1	イ	劇場・映画館・観覧場等		4	2		1						1				
	ロ	公会堂・集会場		127	34		1	10	3	2	3	1	1		7	2	4
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等															
	ロ	遊技場・ダンスホール		26	12	1	1	1	1		1		4	2			1
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等															
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等		9	2			1						1			
3	イ	待合・料理店等		1													
	ロ	飲食店		212	113	7	6	14	10	11	10	10	8	12	6	8	11
4		百貨店・マーケット等		434	126	10	10	8	18	9	8	14	11	8	6	10	14
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等		31	15	1		3			3	1	2	2	1	2	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅		3,719	37	3	2			6		1	4		21		
6	イ	(1)	避難のために患者の介助が必要な病院	11	3	1								1		1	
		(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所	5	5	1	1				2	1					
		(3)	上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所、有床助産所	23	12		1		1			1		5	3	1	
		(4)	無床診療所、無床助産所	90	17			1		3	2	8		2			1
	ロ	(1)	高齢者施設	72	18	1	3	3	1	1	3	2	2	1	1		
		(2)	救護施設														
		(3)	乳児院		1		1										
		(4)	障害児入所施設	1	1							1					
		(5)	障害者施設	32	12	1	1	2	1		2	3			2		
	ハ	(1)	高齢者施設	30	25			1	2	2	3	2	3	4	4	2	2
		(2)	更生施設		1		1										
		(3)	児童施設	76	52	4	8	3	5	2	6	5	5	6	4	4	
		(4)	障害児施設	18	9				1		2	4		1		1	
		(5)	障害者施設	68	17				1	2	1	2	2		1	5	3
	ニ	幼稚園・特別支援学校		54	31	2	4		5	3		5	3		1	6	2
7		小学校・中学校・高等学校等		95	62	1	3	1	3	6	6	6	3		24	5	4
8		図書館・博物館・美術館等		1													
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等		2	1												1
	ロ	イ以外の公衆浴場		1	2			1				1					
10		車両の停車場等		4													
11		神社・寺院・教会等		55	13		1				4	2	1	3		1	1
12	イ	工場・作業場		670	61	2	3	2	1	10	9	14	8	5	2	1	4
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ															
13	イ	自動車車庫・駐車場		42	4		1								2		1
	ロ	飛行機等の格納庫															
14		倉庫		695	39	1	1		4	3	2	10	1	6	4	3	4
15		前各項に該当しない事業所		597	132	9	14	9	22	17	7	10	4	10	20	6	4
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物		1,487	104	8	4	10	10	7	6	3	6	5	17	15	13
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		640	13		2		1	2		2	1	1	1	1	2
16の2		地下街															
16の3		準地下街															
17		重要文化財・史跡等の建造物		2	3				1		1				1		
18		延長50メートル以上のアーケード															

※ 防火対象物の用途は、消防法施行令別表第1による。

（２）危険物施設査察実施状況

令和6年度

区分＼月別		施設総数	査察実施件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計		381	159	5	9	15	12	7	1	14	80	7		3	6
製造所		12													
貯蔵所	屋内貯蔵所	64	11			3	2	1		3	1	1			
	屋外タンク貯蔵所	10	3			1	1	1							
	屋内タンク貯蔵所	5	4			1		2	1						
	地下タンク貯蔵所	72	8			1		2		1				2	2
	簡易タンク貯蔵所														
	移動タンク貯蔵所	96	92							9	77	6			
	屋外貯蔵所	8	2				2								
取扱所	給油取扱所	64	36	5	9	9	5			1	2			1	4
	第１種販売取扱所	4													
	第２種販売取扱所														
	移送取扱所														
	一般取扱所	46	3				2	1							

（３）警告書・命令書の交付件数

令和6年度

種別	交付件数（件）
警告書	0
命令書	0

（４）違反対象物における公表状況

平成29年4月1日から公表制度の運用が開始され、公表の対象となる違反は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、これらの設備が一切設置されていないと認められたものです。

令和7年4月1日現在

	公表制度開始以降の公表件数	令和６年度中	是正件数
違反件数	50	4	47
屋内消火栓設備未設置	6	2	4
スプリンクラー設備未設置	4	0	4
自動火災報知設備未設置	40	2	39
公表対象物数	44（6）	3（1）	42（5）

※（ ）内は、公表の対象となる違反が複数認められた対象物数を示す。

９ 消防音楽隊の概要

越谷市消防音楽隊は、「市民に愛される音楽隊を目指して」をスローガンに、平成４年４月に発足し、演奏活動を通して市民の防火・防災意識の高揚を図るとともに、消防に対する理解と親しみを深めてもらうことを目的として活動を行っています。

（１）組織編成　令和７年４月１日現在

隊　長　　１人
副隊長　　２人
隊　員　　３２人（消防職員：２６人、消防団員：６人）

（２）保有楽器　　令和7年4月1日現在

楽器名		数量	楽器名		数量
木管	ピッコロ	1	打楽器	バスドラム（コンサート用）	1
	クラリネット	3		スネアドラム	2
	アルトサックス	2		シンバル	1
	テナーサックス	2		グロッケン	1
	バリトンサックス	2		マーチングバスドラム	1
	バスサックス	1		マーチングスネアドラム	1
	フルート	1		ドラムセット	1
金管	トランペット	4		ボンゴ	1
	トロンボーン	5		シロフォン	1
	ホルン	1		ティンパニー	4
	ユーフォニアム	2		ゴング	1
	チューバ	2		ティンバレス	1
	スーザフォン	1		チャイム	1
				コンガ	1
				スルド	1

（３）演奏回数　　各年度

年度	消防関係	官公庁関係	その他	合計
令和元年度	6	4	5	15
令和２年度	0	0	0	0
令和３年度	1	1	0	2
令和４年度	5	7	0	12
令和５年度	5	13	2	20
令和６年度	5	15	4	24

（４）保有楽譜数

分類	保有数
行進曲	36
儀礼曲	5
ポピュラー	232
歌謡曲	163
民謡童謡	36
合計	472